

財団法人 大蔵財務協会役員退職手当支給規程

施行 昭和四十六年 三月三十一日

(目的)

第一条 財団法人大蔵財務協会の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)が退職した場合に支給する退職手当については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第二条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。

(退職手当の額)

第三条 退職手当の額は、在職一月につき、退職の日におけるその者の報酬月額に百分の十四・五を乗じて得た金額とする。

(在職期間の計算)

第四条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して、暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

第五条 役員が任期満了の日またはその翌日に再び同一の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前または任期満了の日の翌日において、役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第六条 第二条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一、配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - 二、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三、前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が、退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第二

号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。

この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合は、その人数によって等分して支給する。

附則

この規程は、昭和四十六年三月三十一日から適用する。

附則

この規程は、平成十三年一月一日から適用する。